

令和6年度 第3回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月15日(火)午後2時  
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、桑原委員、高橋委員

労働者代表

池田委員、大宮委員、澤口委員

使用者代表

半沢委員、廣瀬委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和6年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

事前に板橋委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員       3名

労働者代表委員       3名

使用者代表委員       2名

以上      8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

小幡部会長

それでは議事に入ります。

最初に、事務局から何か連絡事項ございますか。

賃金室長

特にありません。

小幡部会長

それでは、議題(1)宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。

前回、労働者側からは、宮城県鉄鋼業最低賃金については、現行の時間額1,003円から、70円引き上げて1,073円とする。

また、使用者側からは、連合が公表している 2024 春季生活闘争の最終回答集計結果の平均賃金方式での回答のうち、明確に分かる賃上げ分が中小組合で 3.16%であることを勘案し、宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行の時間額 1,003 円から、32円引き上げ、1,035 円とするとの提示がなされたところでございます。

前回の終わりに、審議の経過を踏まえつつ再度の御検討を頂いて本日の審議に臨んでいただくようお願いしておりました。それを踏まえまして、労働者側、使用者側から御検討いただいたを踏まえた結果、具体的な金額の変更がありましたら 御説明を頂きたいと思えます。

まず、労働者側からお願いいたします。

池田委員

労働側から金額提示をさせていただければと思えます。専門部会資料のインデックス 6 の 4 ページでございます。令和 6 年最低賃金に関する基礎調査結果ということで鉄鋼業があります。

使用者側の御意見を伺えば、中小零細、人数の少ないところは大変困ったという話ではございますけれども、こちらの中計です。時間当たり（平均賃金額）というところで、1 から 9 人というところ、令和 5 年から令和 6 年までに上がる、賃金の上昇率です。こちら単純に見ましても、10.4%の賃上げになったというところ。

また、10 から 29 人という小さなところでも、8.7%の賃金上昇率が出ている。結果的に小さいところでも賃上げしてますよねと、随分上がってますよねというのが、見て取れると思えます。

とは言いつつも、流石にそこまで上げろと言う話ではございません。この半分以上は賃上げ、最低賃金としても必要なんじゃないかというところで 1,003 円の 6%というところで、60 円の引上げというふうなことで御提示させていただきたいと思えます。

以上です。

小幡部会長

6%で、60 円（の引上げ）ですね。

次に使用者側から見解を伺いたいと思えます。

半沢委員

鉄鋼業は、ほかの産業よりも厳しい労働環境下にある一方、日本の製造業に質の高さを実現するための質の高い素材の供給を継続していくためにも、地域別最低賃金よりも一定程度の高い水準が必要との認識はあります。

一方、宮城県の鉄鋼業最低賃金の実質的な適用事業場は、労働

者数がおおむね 100 名未満の中小・小規模事業場となっています。基本的主張で申し上げましたとおり、景況については中小企業、特に製造業は動きが弱く、また賃上げの原資となる価格転嫁も企業規模が小さいほど価格転嫁力が弱い傾向にあるなど、規模の大きな企業と中小・小規模事業場との間で二極化しており、中小企業、小規模事業者に納得していただける引上げ額については、一定の制限があるものと考えております。

こうした前提の下で具体的な引上げ額は 50 円。これは日本経済団体連合会の集計による 2024 年春季労使交渉、中小企業業種別妥結結果のうち、鉄鋼、非鉄金属の加重平均 4.94%等を使用し算出したものでございます。

またこの引上げ額は、10 月 1 日に改正される宮城県最低賃金の引上げ額と同額であり、使用者委員としては、対象の事業者に納得を頂ける上限額と考えてございます。

以上でございます。

小幡部会長

引上げ額 50 円、1,053 円ということで提示を頂きました。

今の段階で御提示いただきました労働者側、使用者側の具体的な金額には、まだ隔たりがございます。ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

小幡部会長

それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長

控室は、公益委員が 8 階労働基準部長室、労働者側委員が 8 階の認定室、使用者側委員は 8 階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合わせ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

小幡部会長

それでは再開します。

労使それぞれお立場はあると思いますが、当専門部会は、関係労使のイニシアチブにより設定されるべきことを最大限尊重させていただきますので、是非、隔たりの解消に向けた御意見、御見解を頂ければと思います。

まず使用者側から御見解、御意見をお願いします。

半沢委員

では、使用者側から述べさせていただきます。

この専門部会も 3 回目を迎え、これまで公益委員、それから労働者委員の皆様と真摯な議論を重ねてまいりました。が、労働者側委員の皆様が提示された金額と、私たち使用者側委員が提示した金額との間には、いまだ開きがございます。

しかし、50 円を上限という考えは先ほど提示をさせていただきました。従って使用者委員としては、これ以上歩み寄りには難しいというふうに考えてございます。ただ、これまでもお話ししてきたとおり、この鉄鋼業最低賃金につきまして、一定の額の引き上げが必要との認識は、当然でございます。本来であれば、さらに議論を尽くして合意に至る努力をすべきところではございますけれども、時間も限られています。一方、採決という手段もないではないですけれども、産業別最低賃金の改正の金額に関する審議については、全会一致の議決になるよう努力することが望ましい、これは平成 14 年 12 月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告でございますけれども、この趣旨を踏まえまして、苦渋の決断ではございますが、この専門部会としての引上げ額の決定につきまして、公益委員の皆様にご一任させていただくということの一つの案として提示をさせていただきたいと考えております。

以上です。

小幡部会長

いま使用者側のほうから、公益委員に一任するという趣旨の御発言を頂きました。続きまして労働者側から御意見、御見解をお願いします。

池田委員

労働側から述べさせていただきたいと思います。

労働側のほうにつきましても、提示させていただきました金額に対しては、変更は望んでないところ。また、使用者側のほうからもお話ありましたとおり、3 回の審議をとおして真摯にいろいろ議論を交わさしていただいたところ。労働側も我々の主張

をさせていただいております。その上でやはり、未組織労働者の賃上げをはかっていかなければならないという観点、また、未組織労働者に対しての発効日ですね、早く賃金の改定を進めなければいけないという観点を含めまして、我々労働者（側委員）としても、使用者側と同様に、引上げ額、また根拠につきましては、公益委員に一任させていただきたい、いうふうに思っております。

以上でございます。

小幡部会長      ただいま、使用者側、労働者側、双方から具体的な額とその根拠の提示は、公益委員に一任するとの発言をいただきました。公益一任による全会一致となったとすることでよろしいでしょうか。

各 委 員      （異議なし、全会一致）

小幡部会長      それでは全会一致で御承認いただきました。この後公益委員で協議を行いますので、ここで専門部会を休会といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員      （異議なし）

小幡部会長      5 分ほどお時間を頂ければと思います。それでは休会といたします。

～ 休会 ～

～ 再開 ～

小幡部会長      それでは、専門部会を再開します。一任いただきました具体的な金額とその根拠を提示いたします。

公益代表委員としましては、宮城県鉄鋼業最低賃金を 1,003 円から 56 円引上げ、1,059 円とすることが適当と考えました。この見解に至った理由をこれから述べさせていただきます。

労使双方からの意見や関係資料を慎重に検討した上で、まず、1 点目としては、令和 6 年度宮城県最低賃金が 50 円引き上げられたということ。

それから 2 点目としまして、令和 6 年最低賃金に関する基礎調査結果の時間当たり平均賃金額の前年からの推移をみますと昨年

度の1,744円から1,842円と約5.6%増加しており、この調査が事業場規模99人以下の全数調査であることを踏まえれば、小規模事業場でも賃金総額が5.6%増加したと考えることができます。

また、最低賃金額を5.6%程度増加させて56円引き上げても影響率は1.12%であり、宮城県鉄鋼業に与える影響は過大ではないと考えられること、これらを総合的に勘案いたしました。

なお、発効日は12月15日といたします。

先ほど、労使の委員に公益一任による全会一致で議決いただきましたので、ただいまの内容で専門部会報告書を提出したいと思えます。

ここで、報告書の準備のため、10分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

休会といたします。

～ 休会 ～

小幡部会長

それでは再開します。

事務局は、報告書（案）を各委員にお配りし、読み上げをしてください。

（事務局により、報告書（案）を各委員に配付）

指 導 官

読み上げの前に1点御説明をさせていただきます。

いまお配りをいたしました裏面の別紙のところに、適用する使用者の記載についてでございます。こちらにつきましては、適用する業種の範囲について記載をしているところでございますが、日本標準産業分類の表記にならって記載をしております。

今般、その産業分類が本年4月1日で一部改正されたことに伴いまして、昨年までの表記から一部変更があったことを御報告いたします。具体的に申し上げますと、これまで産業分類の表記の中で、カンマ（「,」）の表記であったものが、今回の改正によりまして句読点の読点（「,」）に変更されております。この変更によりまして、具体的には適用する使用者の1行目、右側のほうですが、（鉄管、の後の点をカンマ（「,」）から読点（「,」）に変更しております。

また、2行目から3行目にかけては、管理、補助的経済活動、この間の点につきましても同様にカンマ（「,」）から読点（「,」）に

変更してございます。

なお、適用する業種の名称ですとか、範囲そのものにつきましては変更はございませんので、実質的な影響はございません。以上説明させていただきました。

それでは、読上げます。

令和6年10月15日

宮城地方最低賃金審議会

会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会

宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 小幡 佳緒里

### 宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、公益一任による全会一致により、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	小幡 佳緒里
	桑原 真由美
	高橋 良児

労働者代表委員	池田 仁和
	大宮 正巳
	澤口 翼

使用者代表委員	板橋 弘昭
	半沢 章
	広瀬 航

別紙

## 宮城県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,059円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日

以上です。

小幡部会長 ただいまの報告書について、何かございませんでしょうか。

各委員 (異議等なし)

小幡部会長 特に無いようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

次に、先日開催しました第1回審議会で委員の皆様の了承を得ておりますが、最低賃金審議会令第6条第5項によりまして、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとしておりますので、専門部会の結果を審議会の答申として扱うことといたします。事務局から答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

(事務局により、答申文(案)を各委員に配付)

指導官 読上げます。

令和6年10月15日

宮城労働局長  
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会  
会 長 熊谷 真宏

#### 宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付け宮労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県鉄鋼業最低賃金を次の通り改正すること。

以下、報告書と同一でございますので省略いたします。  
以上です。

小幡部会長 ただいまの答申文(案)の内容で、答申してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 異議なしということで答申をさせていただきます。  
それでは、これをもって会長に報告いたします。

全会一致で御承認をいただきましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しまして、私が会長に代わりまして答申いたします。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 それでは、答申いたします。

(部会長が、基準部長に答申文を手交)

小幡部会長 ここで、労働基準部長から御挨拶をいただきたいと思います。

基準部長 ただいま、宮城県鉄鋼業に係る最低賃金について改正の答申をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それぞれのお立場から様々な御主張がある中で、特定最低賃金の改正に向けて真摯かつ大変熱心な御審議をいただきました。心より感謝を申し上げます。

また、精力的かつ慎重な御審議の結果として、公益一任による全会一致で結審していただきましたこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましては、この金額を基に発効に向けまして、迅速かつ適正に事務手続きを進めてまいります。また、最低賃金の周知、履行確保につきましても、万全の措置を講じてまいります。

労使委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業などを通じまして周知いただき、御協力を賜れば幸いに存じます。

本日は、誠にありがとうございました。

小幡部会長 私からも一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様の真摯な御議論によりまして、本日、公益一任による全会一致でまとめることができました。審議の過程では、意見の隔たりもありましたが、委員の皆様には、最終的な「全会一致」に向けて、御検討、歩み寄りをしていただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

これで、議事は終了したいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 特にございませぬ。委員の皆様、御審議ありがとうございました。

12月15日発効に向けて、事務作業を進めてまいります。

小幡部会長 それでは、専門部会におけるすべての審議をこれで終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。

閉 会